

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 14 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 2 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 2 年 11 月 30 日付け 2 那監第 1139 号（文化振興課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 市主催行事における補助金交付のあり方について</p> <p>(2) 文化行事</p> <p>①那珂川市民文化祭 主催：那珂川市・市教育委員会・市文化協会・市教育文化振興財団 主管：市民文化祭実行委員会 (主催者含む協力団体)</p> <p>②裂田溝ライトアップ事業 主催：裂田溝ライトアップ実行委員会(那珂川市・市教育委員会・市教育文化振興財団 他)</p> <p>③九州シティフィルハーモニー室内合奏団定期演奏会 主催：那珂川市・市教育文化振興財団・九州シティフィルハーモニー室内合奏団</p>	<p>定期監査の結果に基づき、措置状況を下記のとおり報告します。</p> <p>① 本事業は、市の文化芸術振興に寄与する中心的な事業と位置付けられるが、市単独で実施できる規模等ではなく、主体的に関わる 4 者が実行委員会を組織し、連携・協力のもと共催事業として実施している。</p> <p>・補助金としての支出については、実行委員会に市を含む構成団体 4 者が主体的に参画しているため、特定の事業等を育成・助成するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に支出するものとして整理できると考えている。</p> <p>・委託費としての支出については、</p>

*九州シティフィルハーモニー室内合奏団には、定期演奏会を含む演奏活動に対し、出演料として団体補助金を交付。

補助金とは地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公営上の必要性を認めた場合に支出するものである。

本市においては、市が行うべき事業（市主催事業）を団体もしくは実行委員会に補助金を交付して実施している場合が少なくないが、市の主催であれば報償費、委託料あるいは負担金といった支出科目が適当である。

上記（2）の文化行事については、①は補助事業ではなく、委託事業として実施する方法を検討されたい。

②は実行委員会が主催者であるので、負担金として支出する方法を検討されたい。

③は、主催者である市が、共に主催者である九州シティフィルハーモニー室内合奏団に、補助金を交付して実施する事は不適當であり、役務の提供に対する報償費として支出する方法を検討されたい。

主催者の1者である市が、事業の具体的内容を網羅した仕様書や積算に基づく経費を単独で作成・決定し実施できるものではなく、企画・立案・実行までの一連は実行委員会が担い、参加団体との調整事務等が求められる事務局を文化協会が担っているため、事業の実施形態等の性質上、委託事業としてなじまないものと考えている。

・負担金としての支出については、法令または契約等を根拠に支出するものであるが、構成団体ごとに定められた負担割合に基づき支出するものとは異なるため、積極的に該当するとは言い難いと考えている。

以上の整理により、当該補助金については今後も補助金としての予算支出を考えている。

②本事業は、行政の他多様な団体の参画のもと実行委員会を組織し実施している事業であり、①同様に市と各構成団体がそれぞれ主体的に関わり事業内容を企画・立案のうえ実施している。これらを踏まえ、補助金及び負担金としての支出について検討した結果、今後も補助金としての支出を考えている。

③ 本事業は令和2年度で終了しているが、今後同様の事業を実施する場合は報償費として予算を支

	出するため、予算計上段階から財政担当とも協議を行い、適切に対応していく。
--	--------------------------------------